

2020年2月28日

お客さま各位

京都中央信用金庫

## 改正民法施行に伴う投資信託・債券に係る約款・規定（規程）の改定について

平素は当金庫をご利用賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では2020年4月1日に施行される改正民法（債権法）を踏まえ、下記の約款・規定（規程）を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

今後とも当金庫をご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定日

2020年4月1日（水）

#### 2. 主な改定内容

- (1) 規定変更時の周知方法等の新設または変更
- (2) 口座管理料等の条項削除
- (3) 税制改正に伴う改訂
- (4) その他、表現の変更など

#### 3. 対象規定

- [\(1\) 京都中央信用金庫 投信取引約款](#)
- [\(2\) 特定口座約款](#)
- [\(3\) 京都中央信用金庫 非課税口座約款](#)
- [\(4\) 京都中央信用金庫 未成年者口座および課税未成年者口座約款](#)
- [\(5\) 自動けいぞく（累積）投資約款](#)
- [\(6\) 中信の投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定](#)
- [\(7\) 中信 投信インターネットサービス取扱規定](#)
- [\(8\) 電子交付サービス取扱規定](#)
- [\(9\) 国債証券等の保護預り規程 兼 振替決済口座管理規程](#)
- [\(10\) 投資信託受益権振替決済口座管理規程](#)
- [\(11\) 投資信託受益証券等の保護預り規程](#)